

印西保育第476号  
令和4年5月26日

市内認可保育所  
市内認定こども園  
市内小規模保育事業所

} 施設長 各位

印西市健康子ども部保育課長

保育中の園児のマスク着用に関する対応について（令和4年5月26日現在）

平素より本市の保育行政につきまして、御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、園児のマスク着用については、「保育中の園児のマスク着用に関する対応について」（令和4年5月24日付）により依頼したところですが、厚生労働省から「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかる Q&A について（第十五報）（令和4年5月25日現在）」が示されたことを踏まえ、別紙を一部修正しました。引き続き、適切な御対応をお願いいたします。

（ 担 当 ）

印西市健康子ども部保育課管理係

TEL 0476-33-4649

FAX 0476-42-0033

E-mail hoikuka@city.inzai.chiba.jp

## 保育中のマスク着用に関する対応における注意事項

## 1. (2歳未満の園児について)

これまでも2歳未満については、マスク着用を推奨しないとしてきましたが、この取扱いに変更はありません。

## 2. (2歳以上の園児について)

2歳以上についても、園児一人一人の発達状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、一律にマスクを着用することは求めています。

## 3. (着用に関する考え方について)

2歳以上の園児のマスク着用は、その保護者に着用の意向があることが前提であり、園児個々の状況に応じてマスク着用の適否を判断いただきますようお願いいたします。

具体的には、施設内に感染者が生じている場合や体調不良者が複数いる場合などにおいて、マスクの着用が無理なく可能と判断される子どもに限り、可能な範囲で、一時的な対応として、マスク着用を奨めることは考えられます。

「可能な範囲」は、その子どものことをよく知っている保育士等及びその保護者が共に可能と判断していることが基本となります。保護者が着用させる意向であっても、現場でその子どものことを見ている保育士等が着用が難しいと判断する場合は、無理に着用を奨めないようにしてください。

保護者の意図に反して奨めることや、一律に着用を奨めること、子どもやその保護者以外の第三者の指摘等により奨めることがないようご注意ください。

着用是非に関する保護者の意向については、施設から全ての在園児の保護者に対し、施設でマスク着用を奨める状況や理由を具体的に伝えるなど、保護者の理解を得よう努めた上で、適宜、意向を確認することが望まれます。

## 4. (園児の体調や発達等に留意した対応について)

保護者に着用の意向があり、施設管理者等の判断により、可能な範囲で、一時的にマスク着用を奨める2歳以上の園児についても、熱中症のリスクが高いこと、マスクの着用で口元が見えないことにより、表情から感情を読み取る機会が減り、児童の発達に影響が生じる可能性が指摘されていることから、熱中症リスクが高いと考えられる場合や、子どもが身体を動かすことの多い屋外、プール活動や水遊びを行う場合には、マスクを外すようにしてください。また、当然ながら、午睡の際はマスクを外させるようお願いいたします。別添の資料を必要に応じて活用いただくなどして保護者等の理解を得よう努めてください。

また、正しくぴったりとマスクを着用することは子どもには難しいことも多いことから、常に正しく着用しているかどうかには注意を向けることよりも、マスク着用によって息苦しさあるいは暑苦しさを感じていないかどうか、嘔吐したり口の中に異物が入っていないかなどの体調変化について十分に注意していただき、本人の調子が悪い場合や持続的なマスクの着用が難しい場合には、無理して着用させず、外すようにしてください。子どもがふざけてマスクを取り外したような場合でも、無理に着用を求める必要はありません。